

階上町職員の給与・定員管理等について

階上町では、職員数及び給与水準の適正な維持と広く町民の理解を得るため、職員の給与・定員管理等を公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

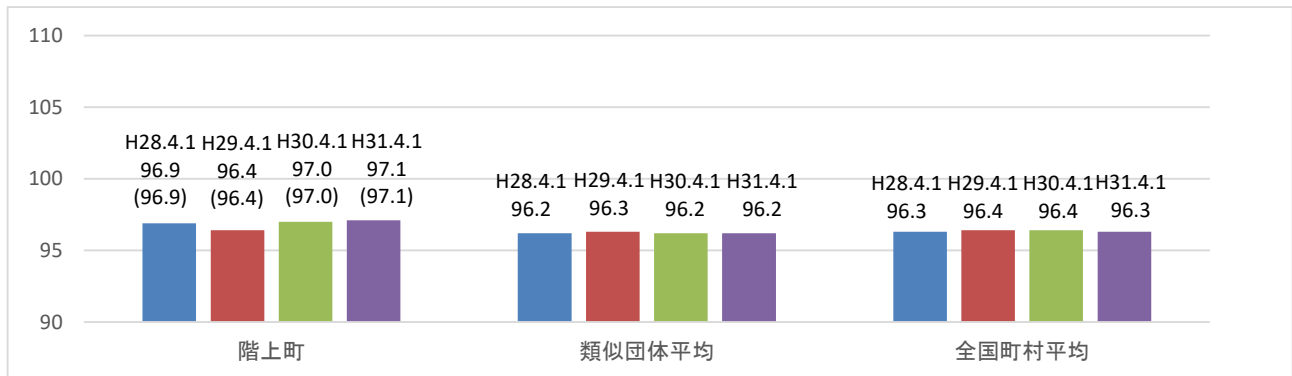
区分	住民基本台帳人口 (H31.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
30年度	13,592	5,365,052	336,148	762,018	14.2	13.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 1人当たり 給与費B/A	(参考) 類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	90	312,516	38,828	117,372	468,716	5,208	5,515

- ※ 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、普通会計関係職員の平成30年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には該当職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- ※ 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し → 実施

(改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 給料表については、青森県人事委員会勧告を踏まえ、平均2%引下げ実施。激変緩和のため、4年間（平成31年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② その他の見直し → 地域手当及び管理職員特別勤務手当の支給は無し。

(5) 特記事項

行財政改革の一環として、特別職の給与を削減中。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況（平成31年4月1日現在）

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
階上町	39.7 歳	293,313 円	347,485 円	312,244 円
青森県	42.9 歳	316,500 円	379,932 円	346,334 円
国	43.4 歳	329,433 円	— 円	411,123 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
階上町	* 歳	* 円	* 円	* 円
青森県	51.0 歳	301,100 円	337,955 円	321,449 円
国	50.9 歳	287,312 円	— 円	329,380 円

- ※ 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当等の手当を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。
- 3 技能労務職は職員数が1人につき、該当者の情報が特定されることから、平均給料月額等の記載は省略します。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		階上町	青森県	国
一般行政職	大学卒	180,700 円	180,700 円	180,700 円
	高校卒	148,600 円	148,600 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	146,000 円	146,000 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		経験年数 7～10年	経験年数10～15年	経験年数15～20年
一般行政職	大学卒	234,400 円	254,909 円	321,433 円
	高校卒	196,867 円	219,350 円	271,300 円
技能労務職	高校卒	* 円	* 円	* 円

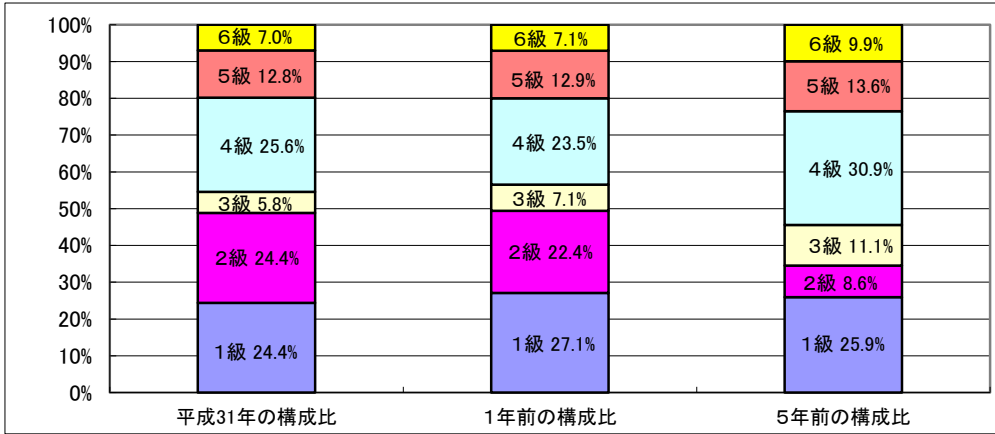
- ※ 1 それぞれの経験年数に該当する職員の平均額になります。該当する職員がいない場合は「—」となっています。
- 2 技能労務職は職員数が1人につき、該当者の情報が特定されることから、平均給料月額等の記載は省略します。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

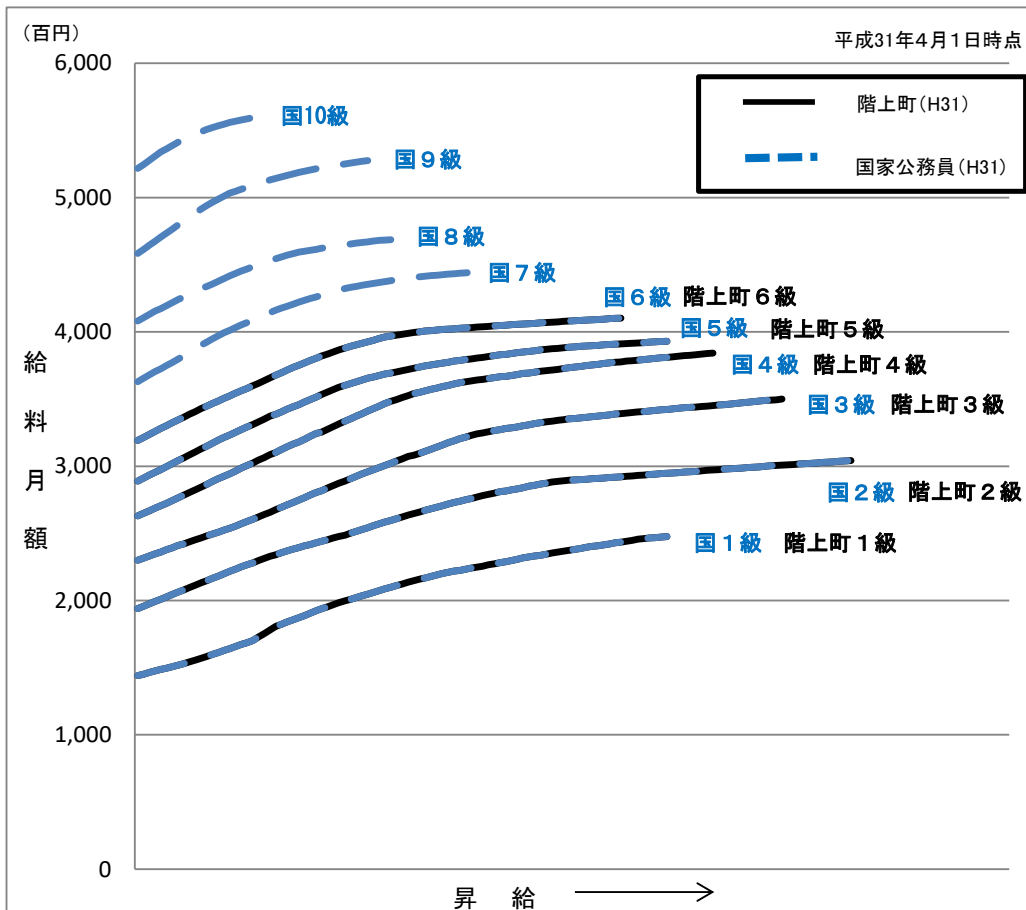
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	参事	6 人	7.0 %	319,200 円	410,200 円
5 級	課長、副参事	11 人	12.8 %	288,900 円	393,000 円
4 級	総括主幹、主幹	22 人	25.6 %	263,000 円	384,200 円
3 級	主査	5 人	5.8 %	230,000 円	350,000 円
2 級	主事	21 人	24.4 %	194,000 円	304,200 円
1 級	主事	21 人	24.4 %	144,100 円	247,600 円

- ※ 1 階上町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



※ 平成18年度から8級制を6級制に変更しています。

(2) 国との給料表カーブ比較表



(3) 昇給への人事評価の活用状況（階上町）

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○	○	○	○
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

階上町	青森県	国
1人当たり平均支給年額<30年度> 1,309 千円	1人当たり平均支給年額<30年度> 1,612 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.75 月分 (1.40)月分 (0.85)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.75 月分 (1.40)月分 (0.85)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算10~25%

※ () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（階上町）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

階上町			国		
【基本額】 (支給率) 自己都合 応募認定・定年			【基本額】 (支給率) 自己都合 応募認定・定年		
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
■その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%加算) (退職時特別昇給 制度なし)			■その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
■1人当たり平均支給額 107千円					

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当、特殊勤務手当・・・支給制度なし

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (29年度決算)	21,517 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	231 千円
支給実績 (30年度決算)	13,305 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	142 千円

※ 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職等除く。)です。

(5) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度と の 異 同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者や子どもなどを扶養している職員に対し支給。配偶者、父母等6,500円 子10,000円 16～22歳の子1人につき5,000円加算	同	-	9,188 千円	208,828 円
住居手当	住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。最高限度額14,000円 ※持家の場合支給なし	異	国の制度：借家での最高限度額27,000円	4,176 千円	144,008 円
通勤手当	自動車等を使用して通勤している職員に対し支給 (片道2km以上)。距離に応じて2,000～31,600円	同	-	5,745 千円	68,392 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員に対し支給。総務課長及び総合政策課長30,000円、その他の課長25,000円	異	支給単価	3,420 千円	310,909 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月に寒冷地に勤務する職員に対し支給。世帯区分に応じて7,360～17,800円	同	-	6,257 千円	60,162 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等			
		(参考) 類似団体における最高/最低額			
給 料	町 長	691,200 (768,000) 円	846,000 円	/	518,000 円
	副 町 長	548,100 (609,000) 円	680,000 円	/	510,000 円
	教 育 長	504,900 (561,000) 円	-	/	-
報 酬	議 長	284,000 円	354,000 円	/	247,000 円
	副 議 長	241,000 円	306,000 円	/	193,000 円
	議 員	226,000 円	288,000 円	/	175,000 円
期 末 手 当	町 長	(30年度支給割合)			
	副 町 長	3.15 月分			
期 末 手 当	議 長	(30年度支給割合)			
	副 議 長	3.15 月分			
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 町 長	退職日給料月額×在職月数×45.5/100	16,773,120円	任期毎	
	教 育 長	退職日給料月額×在職月数×22.5/100	4,544,100円	任期毎	

- ※ 1 給料月額の内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、減額前の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合(教育長は3年=36月)における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

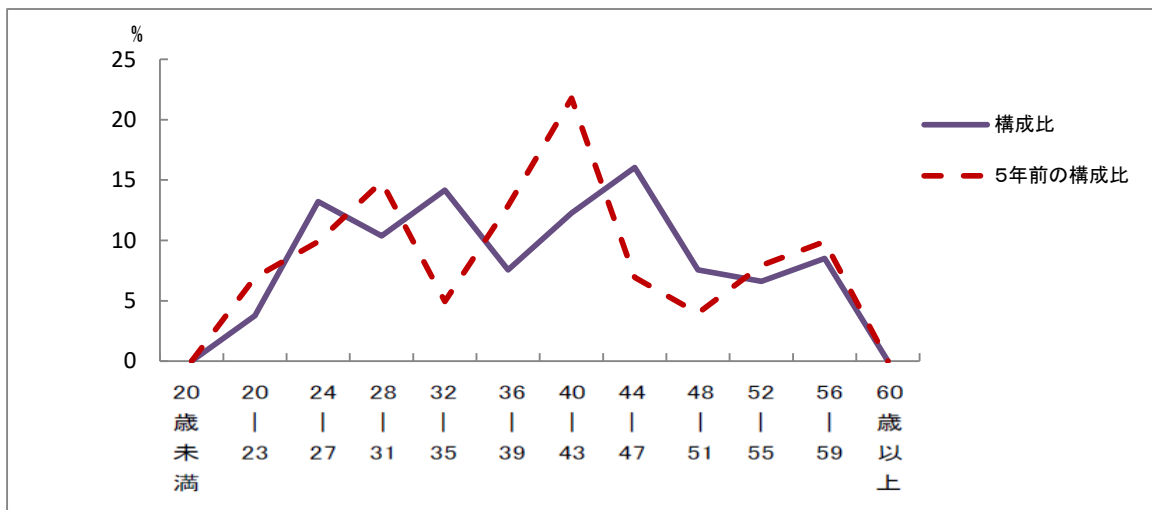
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成30年	平成31年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	三戸郡人事交流事業職員派遣による増 ＜参考＞人口1万当たり職員数 55.92人 (類似団体の人口1万当たり職員数 85.82人)
		総務	30	30	0	
		税務	9	9	0	
		民生	8	8	0	
		衛生	6	6	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	10	10	0	
		商工	4	4	0	
	土木	6	7	1		
		小計	75	76	1	
	教育部門	15	14	△1	三戸郡人事交流事業職員受け入れによる減	
	小計	90	90	0	＜参考＞人口1万当たり職員数 66.22人 (類似団体の人口1万当たり職員数 104.40人)	
公営企業等会計部門	病院	水道	0	0	0	県後期高齢者医療広域連合職員派遣による増
		その他	3	3	0	
	小計	12	13	1		
	小計	15	16	1		
合計			105 [130]	106 [130]	1 [0]	＜参考＞人口1万当たり職員数 77.99人

- ※ 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成31年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	14人	11人	15人	8人	13人	17人	8人	7人	9人	0人	106人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門	区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		73	73	73	75	75	76	3 (4.1%)
教育		14	14	14	15	15	14	0 (0.0%)
普通会計	計	87	87	87	90	90	90	3 (3.4%)
公営企業等会計	計	14	14	14	14	15	16	2 (14.3%)
総合	計	101	101	101	104	105	106	5 (5.0%)

※ 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。